

第5章

教育・保育及び地域子育て支援事業 の提供体制

子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づき、教育・保育及び地域子育て支援事業の提供体制の確保に関する計画について、その提供区域を以下のように設定し、国の基本指針に定められた教育・保育及び地域子育て支援事業の確保内容と実施時期について定めます。

1 教育・保育の提供区域の設定

国の基本指針では、地理的条件や人口、地域の交通事情などの社会的条件、教育・保育及び子育てに係る施設・事業等の社会資源の状況及び市民ニーズ等を総合的に勘案して、教育・保育の提供区域を定めることとしています。

本町では、志免町全域を提供区域として定め、教育・保育及び地域子育て支援事業の提供体制の確保内容とその実施時期を定めます。

2 定期的な教育・保育事業の提供体制

(1) 定期的な教育・保育事業の確保策の考え方

就学前児童の保護者を対象として実施したニーズ調査により幼稚園、保育所等の現在の利用状況や潜在的利用希望を含めて「量の見込み」を推計しました。この「量の見込み」に対して各施設の利用定員を定めて提供体制の確保を図ります。

子ども・子育て支援新制度では、就学前の子どもについて「保育の必要性の事由、保育の必要量（保育利用時間）」等の認定を市町村が行います。認定は以下の3つの区分となり、それぞれの施設の利用が決定することから、確保の内容と実施時期はこの認定区分ごとに設定します。

認定区分	対象となる子ども	対象施設
1号認定 (教育標準時間認定)	3歳以上で教育を希望する就学前の子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育標準時間認定) (保育短時間認定)	3歳以上で保育を必要とする就学前の子ども	保育所 認定こども園 地域型保育施設
3号認定 (保育標準時間認定) (保育短時間認定)	3歳未満で保育を必要とする子ども	

なお、保育の必要性認定は、子ども・子育て支援法の第 19 条の規定により以下の「保育の必要性の事由」に該当することが必要です。また、保育の必要量（保育の利

用時間)については、国の対応方針では就労時間の下限を 48 時間～64 時間の間で定めることとしています。本町では保育標準時間(1日11時間まで)の場合、月あたり120時間以上の就労時間とし、保育短時間(1日8時間まで)の場合は、就労時間の下限を月あたり64時間とします。

■保育の必要性の事由■

小学校就学前の子どもの保護者のいずれもが、次のいずれかに該当する場合

- ①1月あたり48時間から64時間までの範囲を下限として月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。(10年間の経過措置あり)(※)
- ②妊娠中であるか又は出産後間もないこと。
- ③疾病にかかり、もしくは負傷し、又は精神もしくは身体に障がいをもっていること。
- ④同居の親族(長期入院等をしている親族を含む)を常時介護又は看護していること。
- ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- ⑥求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っていること。
- ⑦就学(職業訓練校等での職業訓練を含む)していること。
- ⑧虐待やDVのおそれがあること。
- ⑨育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。
- ⑩その他、上記に類するものとして市町村が認める場合。

※フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的に全ての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く。居宅内の労働(自営業、在宅勤務等)を含む)

(2) 教育・保育事業の提供体制

単位:人

		26年度実績				27年度				28年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		学校教育のみ	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり		
3歳~5歳児	0歳児		1、2歳児	3歳~5歳児	0歳児		1、2歳児	3歳~5歳児	0歳児		1、2歳児		
量の見込み		812	732	84	361	905	762	97	287	882	744	93	288
確保 方策	教育・保育施設 (保育所・幼稚園・認定こども園)	920	565	74	305	926	615	80	322	926	615	82	322
	地域型保育事業			0	0			0	0			6	13

		29年度				30年度				31年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		学校教育のみ	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり		
3歳~5歳児	0歳児		1、2歳児	3歳~5歳児	0歳児		1、2歳児	3歳~5歳児	0歳児		1、2歳児		
量の見込み		819	690	89	275	783	661	85	263	774	653	82	253
確保 方策	教育・保育施設 (保育所・幼稚園・認定こども園)	926	615	82	322	926	615	82	322	926	615	82	322
	地域型保育事業			12	26			12	26			12	26

特定教育・保育施設には、新制度に移行しない幼稚園(町内の4幼稚園)も含まれます。

3 地域子育て支援事業の提供体制

(1) 地域子育て支援事業の考え方

国の基本指針に定められている地域子育て支援事業は 13 事業です。そのうち以下の事業について、それぞれ「量の見込み」に対する確保内容と実施時期を定めます。なお、今後は実際の利用状況や社会・経済情勢の変化に応じて見直しを行うなど柔軟な対応を図ります。

(2) 地域子育て支援事業の提供体制

事業名(国事業名)		指数	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
延長保育事業 (時間外保育事業)	見込み	利用人数 (人)	591	891	875	823	788	768
	確保方策		591	650	680	710	740	768
幼稚園の預かり保育 (一時預かり事業(預かり保育))	見込み	定員数 (人日)	17,878	14,356	14,011	13,000	12,436	12,284
	確保方策		17,878	18,840	19,080	19,320	19,320	19,320
一時預かり事業 (一時預かり事業(預かり保育を除く))	見込み	定員数 (人日)	2,400	4,182	4,112	3,886	3,723	3,611
	確保方策		2,050	3,250	3,250	3,250	3,250	3,250
ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)			350	350	400	450	450	500
病後児保育事業 (病児保育事業)	見込み	利用者数 (人日)	61	1,017	999	940	900	877
	確保方策	利用者数 (人日)	61	760	760	760	760	877
		実施施設数	1	1	1	1	1	2
ショートステイ事業 (子育て短期支援事業)	見込み	利用者数 (人日)	0	31	30	28	27	26
	確保方策		0	0	30	28	27	26
にじいろポケット・子育て広場・サロン (地域子育て支援拠点事業)	見込み	利用者数 (人回)	10,260	24,528	24,228	23,148	22,200	21,288
	確保方策	箇所数	2	4	4	4	4	4
【新規】 子育て支援センター等 (利用者支援事業)	見込み	箇所数	1	2	2	2	2	2
	確保方策	箇所数	1	2	2	2	2	2
赤ちゃん訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業)	見込み	対象者数 (人)	540	477	456	437	420	403
	確保方策	実施体制	保健師等による訪問を実施					
養育支援訪問事業 (養育支援訪問事業)	見込み	対象者数 (人)	70	70	70	70	70	70
	確保方策	実施体制	専門職による訪問を実施					
妊婦健康診査 (妊婦に対して健康診査を実施する事業)	見込み	対象者数 (人回)	6,570	4,947	4,732	4,549	4,365	4,365
	確保方策	実施体制	委託医療機関で実施					
学童保育事業 (放課後児童健全育成事業)	見込み	利用人数 (人)	379	500	497	508	507	496
	確保方策		380	380	420	420	420	420
			夏休みの長期休暇期間中のみの利用希望が多いことから、「地域こども教室」事業等を拡充し確保する。					

実費徴収に係る補足給付を行う事業と多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業については、今後、本町の状況を勘案したうえで支援のあり方や事業の必要性も含めて検討します。

注) ・実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設(町の確認を受け、施設型給付費を受ける教育・保育施設)に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業

・多様な主体の参入促進事業

特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設の設置または運営を促進するための事業

(3) 認定こども園の普及等に係る取組(教育・保育の一体的提供および推進体制の確保)

幼稚園機能と保育所機能を併せ持つ施設で、就学前の子どもに対して幼児教育とともに、保育を必要とする乳児または幼児の保育を行うものです。また、地域の子育て家庭への支援も行うことから、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、今後、本町の利用者のニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえて、既存の幼稚園や保育園からの移行を検討し、促進していきます。

平成 27 年度においては、町内の届出保育施設のうち、「空とぶくじら幼児園志免本園」と「みなみの風こども園」が地方裁量型認定こども園として認定を受け、新制度のもとで幼稚園機能と保育所機能を併せ持つ施設となります。